

令和6年(2024年)

10月から
(12月支給分から)

児童手当制度が 高校生年代まで拡充されます。

申請が必要な保護者の方 があります。ご注意ください

Q1. 誰がもらえるの?

0歳～高校生年代までの
児童を育てている方
(18歳到達後の最初の年度末まで)

Q2. いくらもらえるの?

手当月額

3歳未満

第一子・第二子 月 15,000円
第三子以降 月 30,000円

3歳～18歳
18歳到達後の
最初の年度末まで

第一子・第二子 月 10,000円
第三子以降 月 30,000円

所得制限

所得制限なし

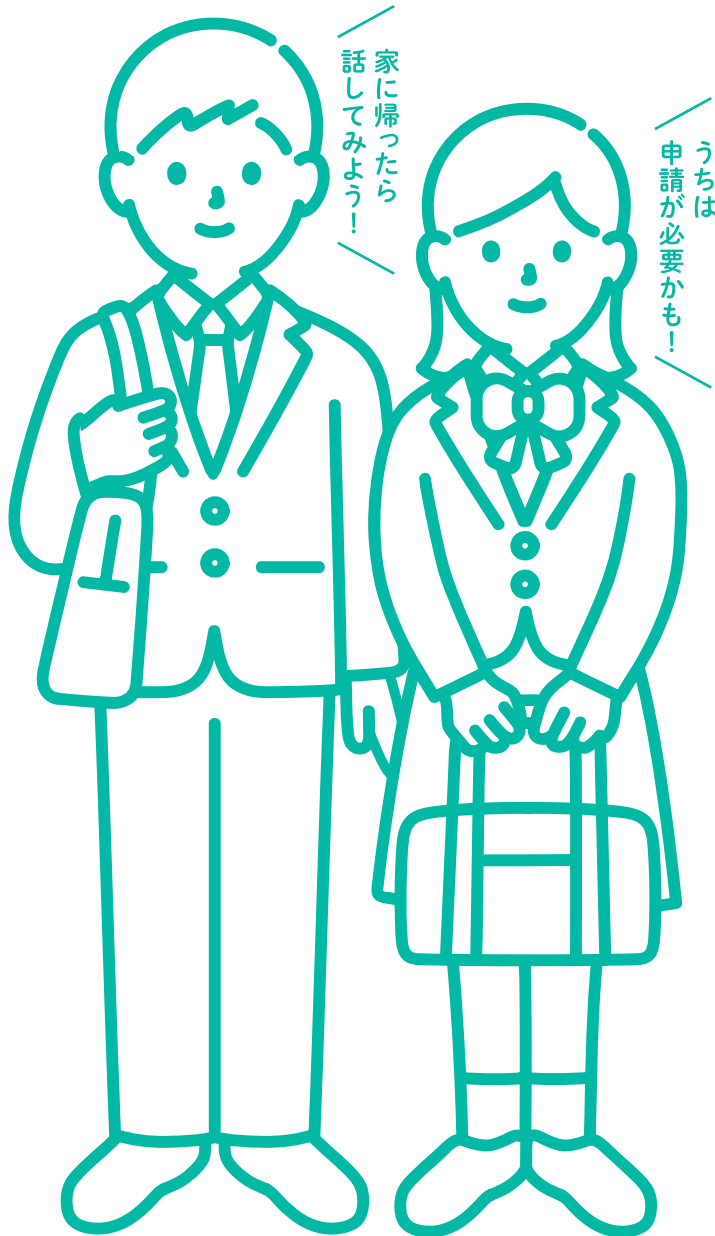
※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額に。
※第三子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで。

Q3. いつもらえるの?

支給月

2月・4月・6月・8月・10月・12月 (年6回)

※各前月までの2か月分を支給



申請について

児童手当の申請は、保護者のうち令和5年(2023年)の所得が高い方が、お住まいの市区町村に申請してください。 ※保護者が公務員の方は勤務先に申請してください。

こどもまんなか

こども家庭庁

児童手当の申請など詳細についてはこちらをご参照ください

こども家庭庁 児童手当ウェブサイト

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/mottoouen>

